

設備工事情報シート	空調	I-A-1	制定	2004年4月1日
			改訂	2016年3月1日
I. 施工要領	冷媒管、ドレン配管の先行配管		共用～専用区分の考え方	

1. 目的・概要

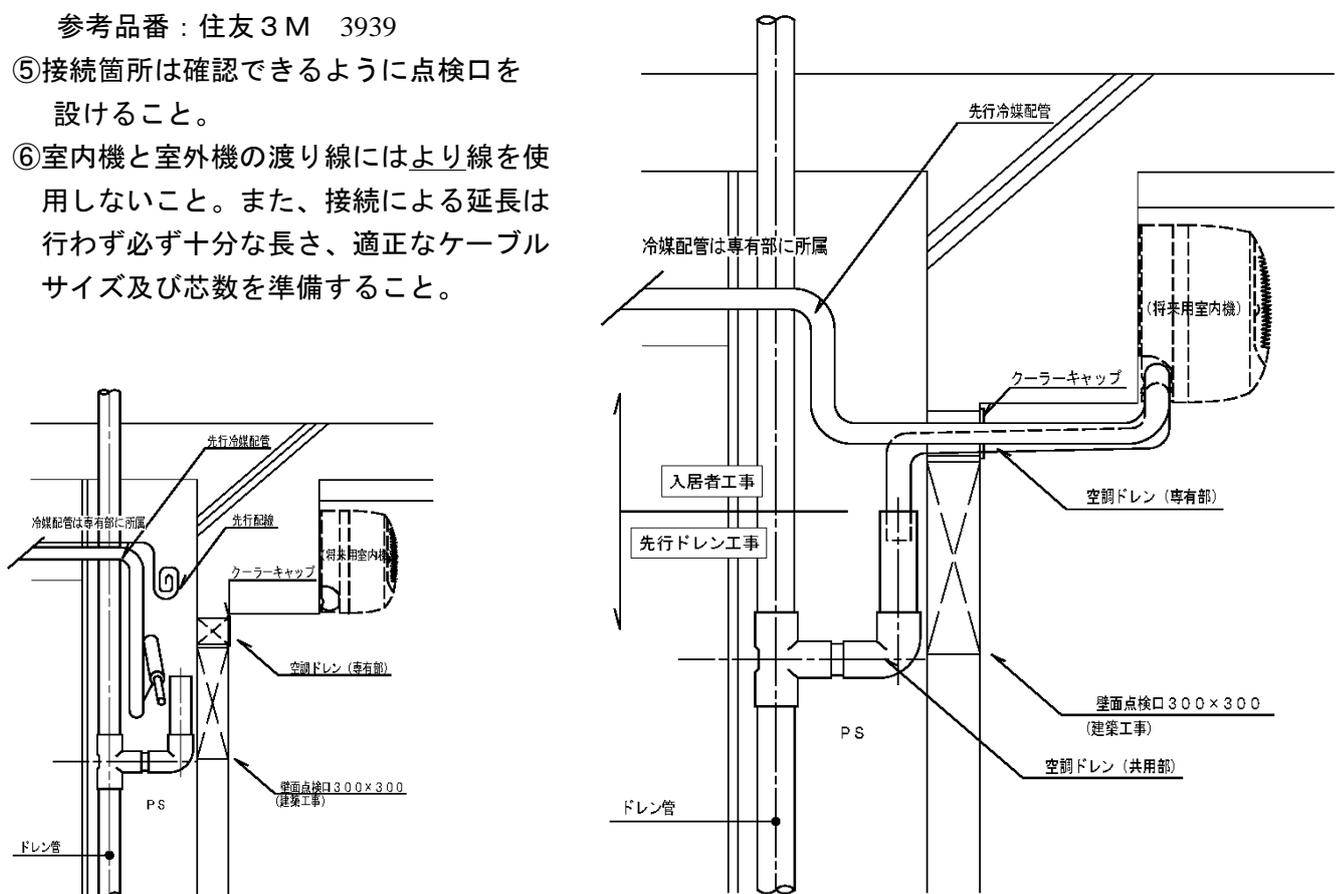
集合住宅において、空調機を入居者工事として設置する際、先行配管の施工区分および範囲が問題になることがある。そこで、瑕疵責任を明確にするための責任分解点の例を示す。

2. 空調屋内機から空調ドレン配管への接続手順と注意事項

- ①配管材はできるだけ保温付のものを使用する。
- ②勾配は逆勾配にならないように注意する。
- ③共用ドレン管に対して十分に差込を行う。
- ④接続部の固定にはポリエチレン系のテープを基本的に使用すること。

参考品番：住友 3M 3939

- ⑤接続箇所は確認できるように点検口を設けること。
- ⑥室内機と室外機の渡り線にはより線を使用しないこと。また、接続による延長は行わず必ず十分な長さ、適正なケーブルサイズ及び芯数を準備すること。



オプションエアコンドレン管 要領図

[総務省令第40号（特定共同住宅等）に関わる区画の貫通処置] (2005. 3. 25規準)

配管を貫通させるために共住区画に設ける穴相互の遠隔距離は、当該貫通させる穴の直径の大なる方の距離以上（当該直径が200mm以下の場合にあっては200mm）であること。

但し、住戸と共用部間との耐火構造の壁又は床はこの限りでない。

※必ず所轄消防に確認を取ること。